

件名：AIPPI・JAPANセミナー_「米国国際貿易委員会（ITC）における審理について」
（2018年9月14日開催）

AIPPI 会員及びご関係者 各位

当協会では、米国 Oblon, McClelland, Maier & Neustadt, L.L.P. より Robert Mattson 氏、Eric Schweibenz 氏、尾上 友紀 氏、Stephen Baxter 氏、Jacob Doughty 氏、John Kern 氏、Alex Englehart 氏及び波々伯部 自克 氏をお迎えして標記テーマに関するセミナーを開催致します。講演内容につきましては以下の項目を予定しております。

1. 国際貿易委員会についての紹介

セミナーの前半では、米国国際貿易委員会（ITC）の目的および管轄について、また、特許権者が権利行使のために ITC を利用する理由について説明します。ITC は、米国特許を侵害する製品の輸入を禁止する法律などの貿易救済措置法を管理しています。米国通商法の政策目標の一つは、外国からの輸入品による不正競争から米国産業を保護することです。ITC ではこの目標に沿って、特許権者に対し、当該特許を実施する米国企業を有しているか、または、設立過程にあることの証明を要求します。これは「国内産業」要件と呼ばれ、設備投資、雇用創出、研究開発など、さまざまな方法で証明することができます。

ITC による救済措置は、差止型の救済のみで、金銭賠償を受けることはできません。ITC に提訴する特許権者が通常求めるのは、侵害物品の米国への輸入禁止であり「排除命令」と呼ばれています。この措置は非常に強力なものとなり得るため、特許不実施主体（NPE）も、排除命令をちらつかせて有利なライセンス契約条件を得るという権利行使の戦略として ITC を利用した例があります。

2. 模擬口頭審理（証拠審問）

ITC における審理は、行政（法）判事による証拠審問の形を取ります。行政（法）判事の多くは、証人に対し、証人陳述書による証言の提出を、口頭審理の前に行うよう要請します。口頭審理では、証人陳述およびその他の書類や事物が、証拠物件として提示され、証人は相手側の弁護人から、その場で反対尋問を受けます。模擬口頭審理における事件の大まかな事実関係は以下の通りです。

・Wind-X Accessories, Inc.（以下「Wind-X 社」という）は、米国特許 9,999,123 号（以下「特許 123 号」という）を所有しており、この特許 123 号には、フロントガラス・ワイパーのブレードとアームに関する発明が記載されている。

・Wind-X 社は、競合他社のワイパー・ブレードが特許 123 号を侵害しているとして、ITC への関税法 337 条調査の申し立てによって、米国への輸入を阻止するという権利行使の作戦に出た。

Acme Blades, LLC（以下「Acme社」という）は、そうした競合他社の一つである。申し立てがなされ、2018年1月に調査開始。両当事者による、証拠開示手続き、クレーム解釈のブリーフィング、審理前の書類提出および協議を経て、2018年9月14日に口頭審理が行われる予定である。

今回の模擬口頭審理では、ITCにおける証拠審問の内容を凝縮してお伝えします。主張対象の特許、先行技術、各証人の陳述書などについては、セミナー当日にお配りします。模擬口頭審理はいくつかの部分からなり、それぞれの部分ごとに、まず関連資料を読む時間を取ります。

本セミナーは企業知財部や特許事務所にご勤務の方で米国特許実務に携わっておられる皆様にとって、非常に有意義な内容となるものと思われれます。多数の皆様のご出席を頂きたくご案内申し上げます。

※当協会は、弁理士会継続研修の認定外部機関として認定を受けています。本セミナーは、外部機関研修として申請しており3.0単位が認められる予定です。ご希望の方には受講証明書を発行致しますので、申込の際、弁理士登録番号を予め事務局までお申し出下さい。なお、弁理士登録番号と登録のお名前に相違がございますと、単位認定手続きが却下されてしまいますのでご確認くださいませ。セミナー終了後、証明書をお渡しします。

1. 開催日時：平成30年9月14日（金） 13：30～17：00

2. 会場：金沢工業大学大学院 虎の門キャンパス 13階 1301講義室
（東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル）
（地図） <http://www.kanazawa-it.ac.jp/tokyo/map.htm>

3. 講演者：Oblon, McClelland, Maier & Neustadt, L.L.P.

Robert Mattson 氏（パートナー、米国特許弁護士、オブロン訴訟部門責任者）

Eric Schweibenz 氏（パートナー、米国弁護士、オブロン ITC 337 Law Blog 執筆者）

尾上 友紀 氏（パートナー、米国特許弁護士、外国法事務弁護士（Virginia）、オブロン東京事務所長）

Stephen Baxter 氏（Ph.D.、パートナー、米国特許弁護士）

Jacob Doughty 氏（パートナー、米国特許弁護士、元オブロン東京事務所長）

John Kern 氏（パートナー、米国特許弁護士）

Alex Englehart 氏（シニア・アトニー、米国特許弁護士）

波々伯部 自克 氏（工学博士、CLP、シニア・アドバイザー）

4. 使用言語：英語→日本語（逐次通訳）

5. 受講費：会員5,000円（会員以外の方10,000円）

※お支払い：当日受付にて申し受けます。

※キャンセル：キャンセルの場合は前日までにご連絡ください。

当日のキャンセル及びご連絡がなくご欠席の場合は会費を請求させていただきます。

※代理参加：個人会員の方から代理者を参加させる旨の申し入れがあった場合は、代理者の会員受講費での参加を認めます。参加申込書には参加される方（代理者）の情報をご記入下さい。また個人会員の方の氏名を参加申し込みフォームの「その他ご要望等」欄にご記入下さい。例）会員〇〇〇〇の代理

※金沢工業大学大学院の教員、学生の方々は、上記会員受講費（5,000円）で受講頂けますので、参加申し込みフォームの「その他ご要望等」欄にその旨をご記入下さい。

6. 定員：65名

7. 申込方法：当協会ホームページ：<https://www.aippi.or.jp/seminar/view/4378> より必要事項を入力下さい。

会場の都合により、定員になり次第締め切らせて頂きますので、予めご承知おき願います。

☆セミナーで撮影した写真は報告書等で使用することがございますので、予めご了承ください。

AIPPI JAPAN

国際協力部

岩井 誠二/田島 あゆか

[TEL: \(03\) 3591-5303](tel:0335915303)

FAX: (03) 3591-1510

東京都港区虎ノ門 1-14-1

郵政福祉琴平ビル 4F
